

秋田市告示第147号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第3項の規定に基づき、指定公金事務取扱者の変更に関する届出があったため、同条第4項の規定により告示する。

令和7年4月25日

秋田市長 沼谷 純

- 1 受託者の名称および住所
株式会社秋田ト一屋 代表取締役 挽野江司
秋田市南通築地15番36号
- 2 歳入の名称
秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料
- 3 変更事項
代表者名を挽野泰次から挽野江司へ変更
- 4 届出日
令和7年4月23日